

# 伝えよう 自分の願い 一票で

この標語は、平成22年度熊本県明るい選挙啓発コンクールで入選した西合志中学校 森川滯<sup>みお</sup>さんの作品です。

問い合わせ先 市選挙管理委員会(合志庁舎 総務課内) ☎248-1112

## 合志市議会議員一般選挙

- 告示日—4月17日(日)
- 立候補受付—4月17日(日) 午前8時30分～午後5時  
市役所 合志庁舎

投票日  
4月24日(日)  
午前7時～午後8時

### 期日前投票

- 期間 4月18日(月)～23日(土)
- 時間 毎日午前8時30分～午後8時
- 場所 市役所 合志庁舎・西合志庁舎



### 投票できる人(合志市議会議員一般選挙)

#### ■投票できる人

平成3年4月25日までに生まれた人。  
平成23年1月16日までに住民票が作成された人(転入届けをした人)で平成23年4月16日まで引き続き3カ月以上住んでいる人。

#### ■名簿に登録があっても投票できない人

3カ月以上住所を有する人で名簿に登録があっても、投票日の前日(4月23日)までに本市を転出した人、または、転出の異動予定日として届出をした人は投票できません。期日前投票も同様に、投票をする前に届出をした人は投票できません。

### 選挙当日、投票に行けない人のための制度

#### ■期日前投票

投票日に仕事や旅行、レジャー・冠婚葬祭などの用務があるなど、一定の事由に該当すると見込まれる選挙人は、期日前投票所において期日前投票ができます。

#### ■不在者投票

仕事や旅行などで、選挙期間中、本市以外の市区町村に滞在している人は、滞在先の市区町村の選挙管理委員会ですべて不在者投票ができます。また、指定病院などに入院している人などは、その施設内で不在者投票ができます。

#### ■郵便などによる不在者投票

身体障害者手帳や戦傷病者手帳を持つ人で一定の障がいのある人、または介護保険の被保険者証の要介護区分が「要介護5」の人は、自宅などで投票用紙に記入し、郵便などにより不在者投票ができます。※詳しくは、広報こうし1月号に掲載しています。また、市ホームページでもご案内しています。

## 熊本県議会議員一般選挙

- 告示日—4月1日(金)
- 立候補受付—4月1日(金) 午前8時30分～午後5時  
市役所 合志庁舎

投票日  
4月10日(日)  
午前7時～午後8時

### 期日前投票

- 期間 4月2日(土)～9日(土)
- 時間 毎日午前8時30分～午後8時
- 場所 市役所 合志庁舎・西合志庁舎



### 投票できる人(熊本県議会議員一般選挙)

#### ■投票できる人

平成3年4月11日までに生まれた人。  
平成22年12月31日までに住民票が作成された人(転入届けをした人)で平成23年3月31日まで引き続き3カ月以上住んでいる人。

#### ■県内から転入した人

1月1日以降、県内の他の市町村から本市に転入した人は、「引き続き当県内に住所を有する旨の証明書」を提示して、旧住所地の市町村で投票することができます。ただし、旧住所地の選挙人名簿に登録されていない人、1月1日以降2回以上住所を移した人は投票することができません。

#### ■県内の市町村へ転出した人

本市の選挙人名簿に登録されている人が、本市から県内の他の市町村に転出した場合は、「引き続き当県内に住所を有する旨の証明書」を提示すれば、本市内の投票所で投票することができます。

※「引き続き当県内に住所を有する旨の証明書」は、住基カードまたは運転免許証などの身分を証明できる書類を持参すれば、いずれの市町村でも発行を受けることができます。

#### ■県外への異動者(県外からの異動者)

県外に転出した人は、投票することができません。また、1月1日以降に県外から転入した人も投票できません。

### 「選挙公報」の配布

「選挙公報」とは、候補者の氏名、政見などを選挙人に周知するため、公営で文書を発行し、選挙人に配布する制度です。合志市議会議員一般選挙においては市の条例の定めにより発行しますが、熊本県議会議員一般選挙においては、県の条例に発行規定が無いため発行されません。